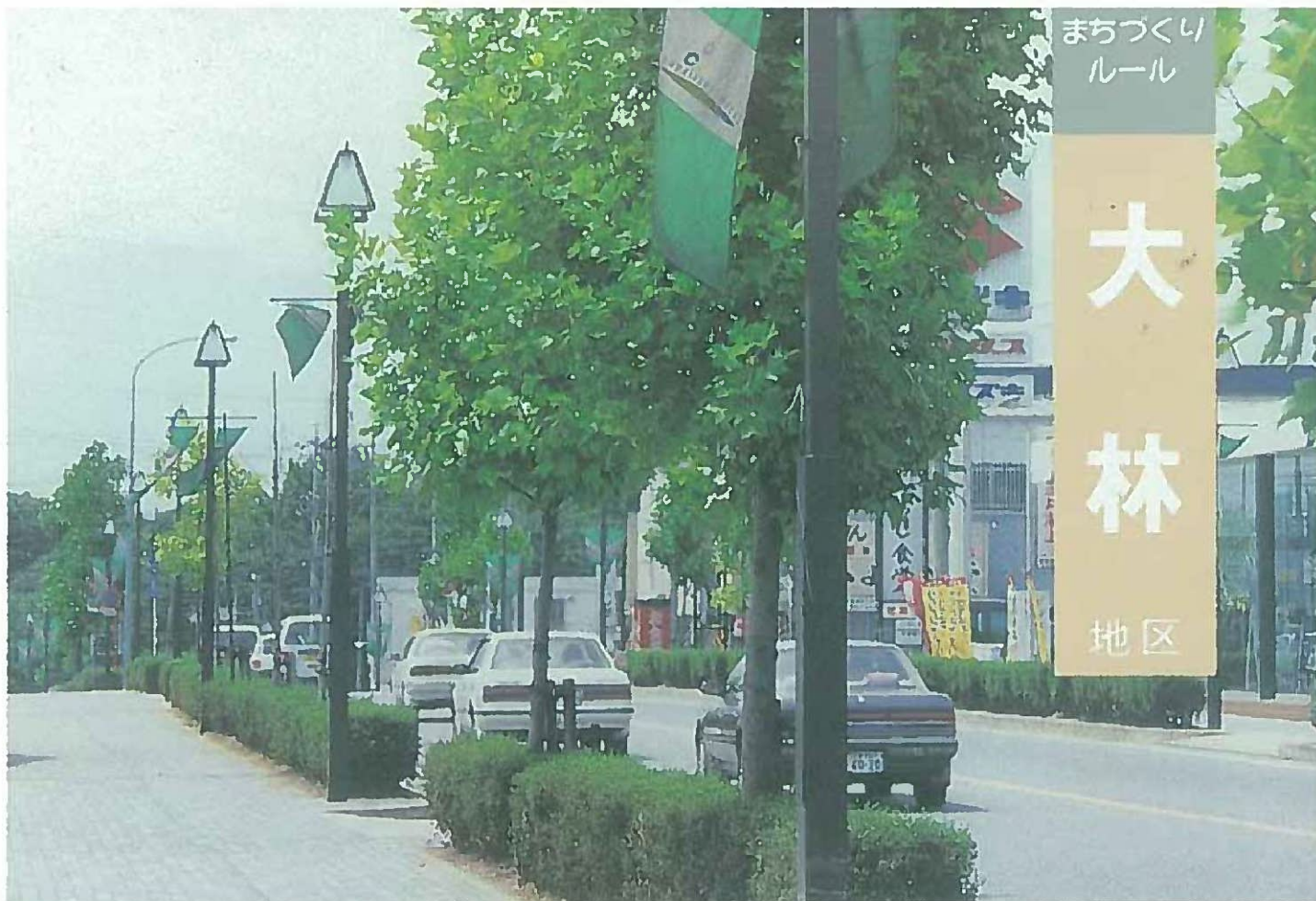


まちづくり
ルール

大林

地区



ōbayashi

魅力ある商店街の
形成をめざして

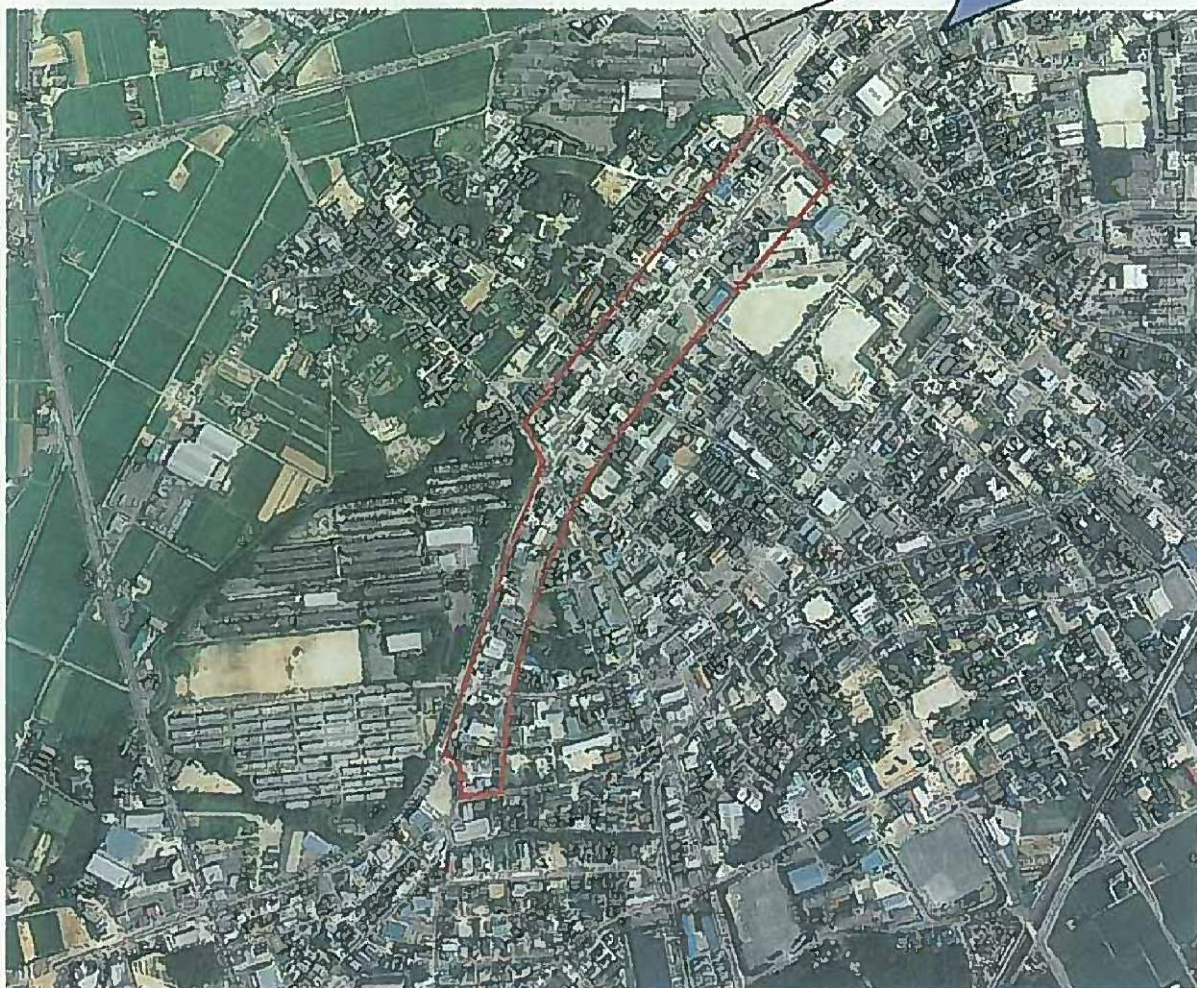


私たちが守る

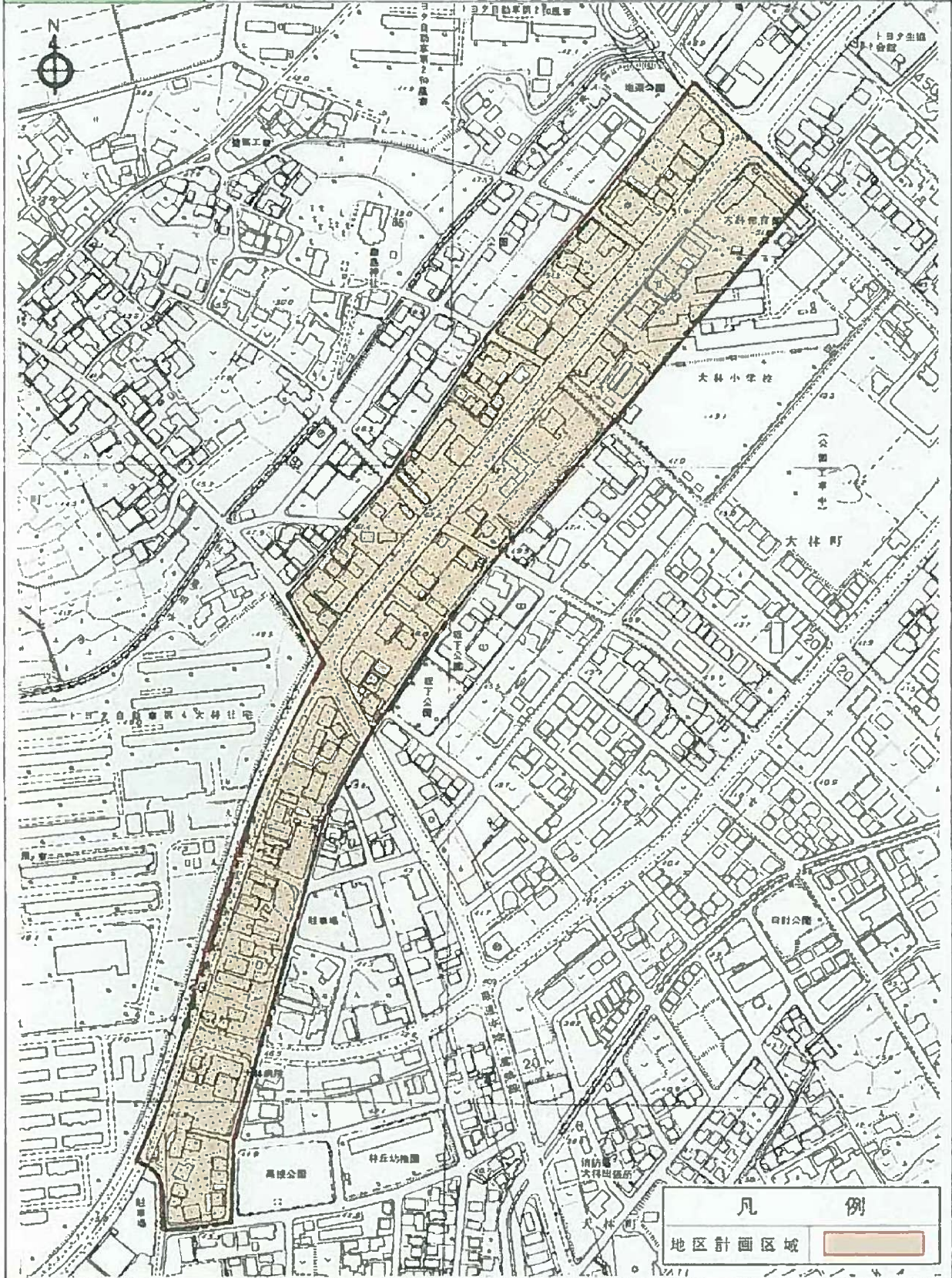
「大林地区のまちづくりのルール」です。

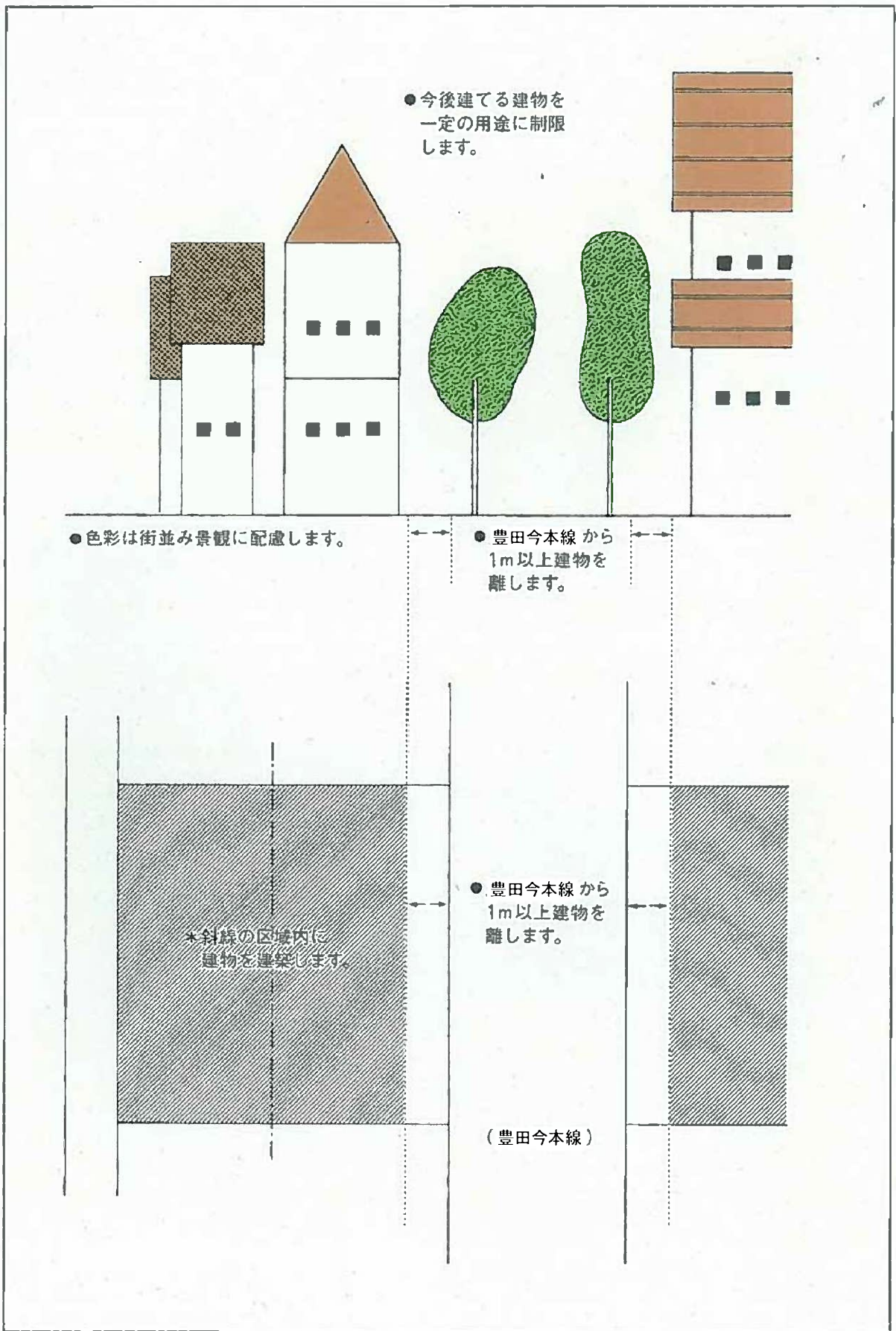
私たちの住む大林地域は、区画整理事業により道路、公園等の都市基盤が整備され、良好な住宅地として人が増え続けています。今回、地区計画を決定した地区は、大林の中でも県道三河豊田停車場・大林線(都計道 豊田今本線)沿いの商店街として、発達してきました。

また、にぎわいのある商店街を目指して、近年商業環境整備のための事業が行なわれてきました。当地区のますますの発展を期するため、地区計画を定め、住宅地と共存する魅力ある商店街の形成を目指します。



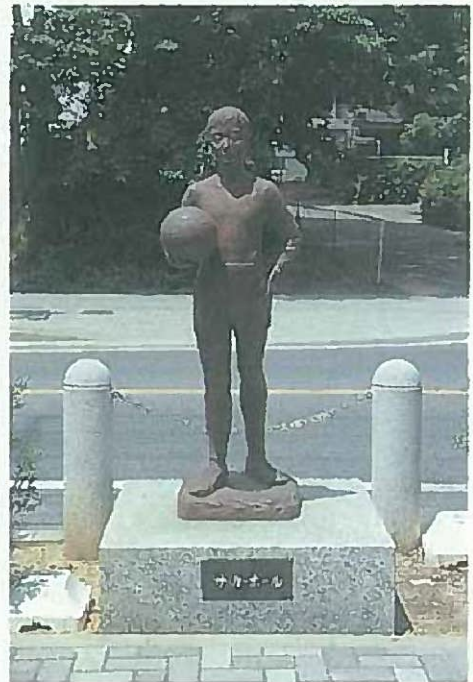
名称	大林地区計画
位置	豊田市大林町10丁目、12丁目、13丁目、14丁目の各一部
面積	約8.8ha





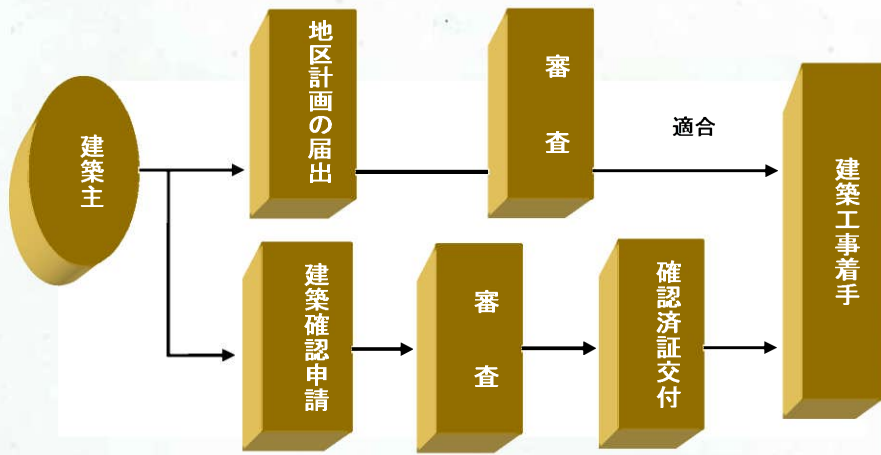
まちづくりルール

地区	名称	大林地区計画
都市計画	面積	約8.8ha
	用途	近隣商業地域
	建ぺい率	80%
	容積率	200%
	その他	準防火地域
地区計画	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 2 床面積の合計が50㎡を超える倉庫(建築物に附属するものを除く。) 3 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの(作業場の床面積の合計が150㎡を超えない自動車修理工場を除く。) 4 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で建築基準法(昭和25年法律第201号)別表2(と)項第4号に掲げるもの
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から都市計画道路 豊田今本線までの距離(以下「後退距離」という。)は1m以上でなければならない。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 物置、車庫で軒の高さが2.5m以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12㎡以内のもの 2 建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>色彩については街並み景観に配慮し、商店街にふさわしくかつ周辺との調和のとれたものとする。</p>



届出勧告制度
について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、30日前までに、これらの計画について市に届出が必要となります。



まちづくりルールについてのお問い合わせは
豊田市役所 都市計画課 34-6620 まで